

## 児童発達支援事業と児童発達支援センターに関する資料

④ 児童発達支援は、  
 { ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
 ②それ以外の「児童発達支援事業」 } の2種類がある。

※④ 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設⇒「便宜を適切に供与することができる施設」と規定

### ○児童発達支援センターと児童発達支援事業の違い

- センター、事業のいずれも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
- ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

### ○さくらんぼ園における機能比較表（現行と見直し後の比較）

児童発達支援事業【現行】	児童発達支援センター【見直し後】		
児童発達支援	児童発達支援	障害児 通所支援	施設に通所し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス		就学している障害児が施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練、社会交流の促進等を行う。
	保育所等訪問支援（地域支援）		障害児が通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
	障害児相談支援（地域支援）		障害児通所支援の利用にあたり、個々のニーズ等に応じ、必要なサービスが利用できるよう、種類や必要量についてサービス等利用計画作成やモニタリング等を行う。
<p>◆整備量のイメージ</p> <p>○「児童発達支援事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の通園可能な範囲を基準に最低1箇所以上。</li> <li>（放課後等デイサービスを含む）</li> </ul>	<p>◆整備量のイメージ</p> <p>○地域支援を行う「児童発達支援センター」は、市町村から障害保健福祉圏域の範囲に1～2箇所設置のイメージ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね10万人規模に1箇所以上。</li> <li>・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数箇所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1箇所設置。</li> </ul>		